

# ねんきん「コーナー」



## 国民年金5年後納制度の終了 しんぶん

平成27年10月1日から、「政府管掌年金事業等の運営の改善のために国民年金法等の一部を改正する法律」に基づき、過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することができるよう後納制度が施行されました。

この制度は、国民年金保険料の納付機会の拡大を図り、無年金・低年金を防止することを目的として、平成27年10月1日から平成30年9月30日までの3年間に限り、納め忘れた国民年金保険料を納めることができる制度です。

後納制度が平成30年9月30日で終了することから、より多くの方に当該制度を周知し利用を促進するため、後納可能な未納期間を有するすべての対象者にお知らせをお送りすることとしています。

### お知らせの対象者および送付時期

#### ◆送付対象者

平成25年8月から平成28年4月に国民年金保険料の未納期間を有

する方

#### ◆送付時期

7月20日から8月10日  
(6回に分けて発送)

#### ◆送付件数

全国で約600万件

#### ◆受付時間

月～金曜日

午前8時30分～午後7時

第2土曜日

午前9時～午後5時

※祝日(第2土曜日を除く)はご利用できません。

○お問い合わせ

日本年金機構

☎0570-0031004

(ナビダイヤル)

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料でご利用いただけます。ただし、携帯電話などからおかけになる場合は通常の通話料金がかります。

「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話となっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

## 違反広告物の「斉除却」について

9月1日から10日までは「屋外広告物適正化旬間」です。この期間、屋外広告物のルールを知っていただくための普及・啓発活動を行うとともに、9月6日(木)には、電柱や信号機、道路標識、ガードレールなどに貼られた「はり紙」、「はり札」や「立て看板」など条例に違反している屋外広告物の県内一斉除却・指導の作業を行います。美しい街並みのためには、皆様のご理解とご協力が必要です。よろしくお願ひします。

### ◆屋外広告物の広告主および広告業者の皆さんへ

広告を出されるときは、最寄りの土木事務所までお問い合わせください。また、県内で屋外広告物を営む方は登録が必要です。

○お問い合わせ

☎3415292



## 婚姻歴のないひとり親の 保育料軽減について

黒潮町では、婚姻歴のないひとり親家庭の保育料を軽減するため、「寡婦(夫)控除のみなし適用」を9月から実施します。

### ◆対象者は次の全ての状況を満たす方です

- ・一度も婚姻したことがなく、現在も婚姻状態のない母または父であり、生計を同じくする子がいる人
- ・父の場合は合計所得金額500万円以下の人

### ◆申請に必要な書類

- ・申請書
- ・申請者および子の戸籍全部事項証明書(原本)
- ・このほか、必要に応じてそのほかの書類の提出を求める場合があります。

※寡婦(夫)控除のみなし適用の結果、保育料が変わらない場合があります。

※申請のあった次の月の保育料から軽減をします。

○お問い合わせ

黒潮町教育委員会就学前教育係  
☎4310044